

VI Q & A 集

- Q 1 : 社会保険等とは何を指すのか？
- Q 2 : 対象となる建設工事とはどのようなものか？
- Q 3 : 対象となる下請負人はどのようなものか？
- Q 4 : 社会保険等に未加入とは、どのような場合をいうのか？
- Q 5 : 受注者は、下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認すればよいのか？
- Q 6 : 発注者は、下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認するのか？
- Q 7 : 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、いかなる場合も契約違反となるのか？
- Q 8 : 「特別の事情」とは、具体的にどのような場合？
- Q 9 : 「特別の事情」の申請期間や加入指導期間等の期日の起算日はいつからか？
- Q 10 : 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合の措置は、どのようなものか？
- Q 11 : 社会保険等の「適用除外」となる建設業者の条件は何か？
- Q 12 : 適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いとなるか？
- Q 13 : 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか？
- Q 14 : 再下請負通知書には、全ての下請負人を記載するが、記載の全ての業者について、社会保険等の加入状況を確認するのか？
- Q 15 : 未加入だった業者が社会保険等に参加した場合、どのような書類をもって「確認書類」とするのか？
- Q 16 : 受注者が加入だと認識していたが、下請負人の虚偽等により実は未加入であったことが、後日判明した場合、受注者はペナルティの対象となるのか？
- Q 17 : 警備業、運搬業など、建設業に関連する業種も対象になるのか？
- Q 18 : 各土木事務所建設業担当課に報告する社会保険等未加入業者は、兵庫県知事許可業者に限るのか？
- Q 19 : 「社会保険等加入対策に関する誓約書」について、受注者はいつ発注者に提出すればいいのか？
- Q 20 : 「社会保険等加入対策に関する誓約書」について、受注者は下請負人から誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出する必要はないのか？

Q 1 : 社会保険等とは何を指すのか？

A 1 : 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険のことをいう。

Q 2 : 対象となる建設工事とはどのようなものか？

A 2 : 平成30年7月1日以降に、県、企業庁及び病院局並びにその機関が入札公告又は入札通知を行う建設工事が対象となる。(※「県」には県警察本部、県教育委員会が含まれる。)ただし、受注者に「社会保険等加入対策に関する誓約書」の提出を求めた上で、社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合に契約解除等の措置を行うのは、契約金額が200万円を超える場合に限るものとする。

Q 3 : 対象となる下請負人はどのようなものか？

A 3 : 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者、いわゆる「建設業許可業者」が対象となる。
なお、全次数の下請負人が対象となる。

Q 4 : 社会保険等に未加入とは、どのような場合をいうのか？

A 4 : 社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出の義務を履行していない場合、すなわち、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず、加入していない場合をいう。

また、3保険のうち一つでも届出の義務を履行していないものがあれば、未加入となる。従業員の雇用形態等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、県発注工事の下請負人となることは問題ない。社会保険等における適用事務所の考え方は、常用雇用の従業員数や、その働き方等によって総合的に判断されるので、正確を期すため、詳細な内容は日本年金機構(年金事務所)や厚生労働省(公共職業安定所)に確認されたい。

Q 5 : 受注者は、下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認すればよいのか？

A 5 : 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、下請負人の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などを確認し、施工体制台帳及び再下請負通知書に記載されている全ての業者から、各保険料の領収済通知書等の写しの提出を求めたり、一般財団法人建設業情報管理センターの「経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書」の画面印刷で確認したりすることにより社会保険等の加入状況を確認する。

なお、これらの確認資料は、発注者が提示を求められることがあるので、施工体制台帳、再下請負通知書、下請契約書、請負代金内訳書等とともに保管しておくこと。

Q 6 : 発注者は、下請負人の社会保険等加入状況をどのように確認するのか？

A 6 : 発注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄の記載で確認する。

Q 7 : 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、いかなる場合も契約違反となるのか？

A 7 : 建設業許可を有していない社会保険等未加入建設業者を下請負人とする事については、建設工事請負契約書上の禁止事項ではない。

また、受注者から社会保険等未加入建設業者を下請負人とした具体的な理由を記載した書面（特別事情申請書）を提出させ、社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなどの特別の事情が存在すると発注者が認めた場合、受注者が、発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入した事実を確認し、当該事実を確認することができる書類を提出した場合は、契約違反とならない。

Q 8 : 「特別の事情」とは、具体的にどのような場合？

A 8 : 「特別の事情」を有する場合とは、

- ・災害に伴う工事で緊急に行う必要がある場合
- ・高度かつ特殊な技術、機器、設備又は技法等を必要とする工事で、特定の者を下請負人としなければ目的を達成することができない場合

○「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとする。

（確認方法：受注者からの提出資料や受注者へのヒアリングによる）

Q 9 : 「特別の事情」の申請期間や加入指導期間等の期日の起算日はいつからか？

A 9 : 発注者から受注者に対して行った通知日の翌日を起算日とする。

Q10 : 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合の措置は、どのようなものか？

A10 : 県は、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、受注者に対して次の措置を行う。【平成31年1月入札公告・入札通知分から適用】

ア 社会保険等未加入建設業者が一次の下請負人である場合

① 契約解除及び違約金の請求、② 資格制限、③ 工事成績評定の減点

イ 社会保険等未加入建設業者が二次以下の下請負人である場合

① 違約金の請求、② 指名停止、③ 工事成績評定の減点

Q11：社会保険等の「適用除外」となる建設業者の条件は何か？

A11：健康保険については、一人親方や常用労働者数が5人未満である個人事業主、年金事務所において健保適用除外の承認を受けた常用労働者5人以上の個人事業主及び法人事業所。

厚生年金については、一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主。

雇用保険については、一人親方や個人事業主、役員のみを法人。

なお、受注者は、当該業者には各保険の届出の義務がないことを確認した上で「適用除外誓約書（様式A）」を発注者に提出する必要がある。

また、適切な手続きをして国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。

Q12：適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いとなるか？

A12：加入と同等の扱いとする。ただし、受注者は「適用除外誓約書（様式A）」を発注者に提出する必要がある。

Q13：建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか？

A13：今回の取組は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に基づく加入義務のある建設業者が、企業として適切な保険に加入しているかどうかを確認するものであり、個々の労働者の加入状況を確認するものではない。

なお、法令により適用除外となる者（一人親方など）や加入企業に所属する（個人負担保険料未納の）現場作業員を個別に排除するものではない。

Q14：再下請負通知書には、全ての下請負人を記載するが、記載の全ての業者について、社会保険等の加入状況を確認するのか？

A14：建設業許可を有しない下請負人についても、再下請負通知書に社会保険等の加入状況を記載する必要があるが、本対策は建設業許可を有する建設業者を対象としていることから、建設業許可を有しない下請負人に社会保険等未加入建設業者があった場合であってもペナルティは適用しない。

Q15：未加入だった業者が社会保険等に加入した場合、どのような書類をもって「確認書類」とするのか？

A15：原則として、厚生労働省年金局、労働局、公共職業安定所から発行される次の書類の写しを提出させることにより確認することとしている。

＜健康保険又は厚生年金保険＞

- ・「領収証書」（参考資料①）
- ・「社会保険料納入証明（申請）書」（参考資料②）
- ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」（参考資料③）

<雇用保険>

- ・「領収済通知書」(参考資料④-1)及び「労働保険概算・確定保険料申告書」(参考資料④-2)
- ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」(参考資料⑤)

Q16: 受注者が加入だと認識していたが、下請負人の虚偽等により実は未加入であったことが、後日判明した場合、受注者はペナルティの対象となるのか?

A16: 受注者が施工体制台帳等作成時に下請負人の社会保険等の加入状況をどのように確認したのかなどの調査をし、個別の事情を踏まえ、総合的に判断することとなる。調査により、故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、受注者は施工体制台帳等の虚偽記載に基づく処分の対象となる。

Q17: 警備業、運搬業など、建設業に関連する業種も対象になるのか?

A17: 建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人については、対象とはならない。

Q18: 各土木事務所建設業担当課に報告する社会保険等未加入業者は、兵庫県知事許可業者に限るのか?

A18: 国土交通大臣許可業者、他府県知事許可業者は報告対象外とする。

Q19: 「社会保険等加入対策に関する誓約書」について、受注者はいつ発注者に提出すればいいのか?

A19: 入札公告共通事項に記載しているとおり、「落札者(落札候補者)が暴力団でないこと等についての誓約書」及び「落札者(落札候補者)が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書」と同時に提出するようお願いする。

つまり、公募型一般競争入札(事後審査型)及び制限付き一般競争入札(事後審査型)においては入札参加資格確認資料の提出期間中に、それ以外の入札方式においては落札決定後直ちに提出するようお願いする。

Q20: 「社会保険等加入対策に関する誓約書」について、受注者は下請負人から誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出する必要はないのか?

A20: 受注者に係る誓約書のみ提出でよい。(下請負人の社会保険等加入状況については、受注者が状況を確認した上で作成した施工体制台帳等の写しを別途発注者に提出していることから。)

※「暴力団でないこと等についての誓約書」及び「契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書」については、下請負人から提出された誓約書の写しを発注者に提出する必要がある。